

令和5年第6回農業委員会議事録

令和5年6月26日

長瀬町農業委員会

令和5年第6回農業委員会議事録

開催通知年月日 令和5年6月26日
開催年月日 令和5年6月26日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 相馬 孝好
閉会時刻宣告者 14時08分 事務局長 相馬 孝好
会長 鈴木 誠 会長職務代理 櫻井 汪

○出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	堀口 榮一	11	林 春政
2	井上ゆかり	13	鈴木 誠
4	久保田穂積		
5	櫻井 汪		農地利用最適化推進委員
6	須賀 勤	第1区域	中井 孝志
8	山口 俊司	第2区域	坂上 健司
9	染野 嘉明	第3区域	染野 亘志
10	宮澤 史明	第4区域	齊藤喜久夫

○欠席委員

3 高橋 満
7 小埜 一博

議事参与者 事務局長 相馬 孝好 主任 小川 竜太
主任 野原 靖子

会議件名

- (1) 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 議案第2号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第3号 農用地利用配分計画について
- (4) 議案第4号 令和5年田畑売買価格について
- (5) その他

- ・次回委員会開催日程について

◎開 会

○事務局長 それでは、皆さん、こんにちは。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまより令和5年第6回農業委員会総会を始めさせていただきます。

このメンバーで行う最後の総会でございますので、どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

(午後1時30分)

◎会長挨拶

○事務局長 それでは、初めに、鈴木会長よりご挨拶を申し上げます。お願いします。

○会長 皆さん、こんにちは。お暑うございます。

いよいよ梅雨も明けて、夏がやってまいります。

今日は、任期中最後の委員会であります。この3年間、皆様方のご協力により、何事もなく過ごすことができました。振り返ってみますと、この3年間はコロナに明け、コロナに暮れるような期間でして、本当に2回、旅行があったんですけれども、たまたま前の卒業旅行は2月にやりました。それで、2月で3月から外出禁止になりまして、ちょうどいい感じですね、私もこの間、2期、委員長を務めましたけれども、本当に2回行けて幸せだったと思います。

今後、新しくなりますけれども、新しい人が入ってきまして、ますます農業委員会が発展するように願いたいと思います。本当にこの3年間、ありがとうございました。

それでは、ただいまから会議を開催したいと思います。よろしくお願いします。

○事務局長 ありがとうございました。

早速議題に入らせていただきます。

◎議長選出

○事務局長 会議規則の第4条の規定によりまして、会長に議長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

◎開議の宣告

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力をお願いします。

ただいまの出席委員は10名です。

高橋委員が欠席の届けがございました。

◎議事録署名人の指名

○議長 議事録署名人を指名します。

4番、久保田穂積委員、5番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認めます。よって、議事録署名人、4番、久保田穂積委員、5番、櫻井汪委員を指名します。

◎諸般の報告

○議長 ここで諸般の報告をいたします。

6月2日、秩父の市役所において、鳥獣害の秩父郡の総会があつて、出席しました。

6月19日に、秩父郡市協議会の総会がありまして、事務局長と出席いたしました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について

○議長 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議いたします。

農地法第4条、番号1、野口浩正氏より許可申請があつた自己住宅への転用について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第1号 農地法第4条、番号1についてご説明いたします。

番号1、申請者住所、氏名、栃木県宇都宮市中今泉5丁目18番8号ナイスアーバン今泉ブルムナード406、野口浩正さん。

次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字番場962番1、地目は畑、面積は470平米の1筆です。転用の目的は自己用住宅となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、滝の上区内、樋口地区コミュニティ集会所の隣接している西側にある場所です。

次に、申請の事由ですが、実家のある長瀬町に戻り居住し、居宅を新築いたしたいためと

ということです。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と現況の写真もご覧ください。土地の造成は470平米になります。

次に、資金計画ですが、建築費1,870万円で、資金調達は自己資金となっております。現在お返ししております申請書に、三井住友銀行新座志木支店の残高証明書も添付されておりますので、ご確認をお願いします。

次に、農地の状況ですが、区域の別は、その他の区域となります。

次に、農地の区分は、駅から300メートル以内にある農地のため、第3種農地と判断されます。

次に、その他は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷51号線に接している農地です。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、農業委員の説明をお願いします。

10番、宮澤史明委員の説明をお願いします。

○10番宮澤史明委員 20日に、事務局の小川さん、それから染野委員さんと一緒に現地確認をさせていただきました。

今、お話があったとおり、集会所のすぐ隣です。隣が宅地でございます、自分が所有している畑に、自分の住宅を造りたいということです。後ろの写真のとおり、しばらく耕作されていない感じでしたけれども、少し除草だとか、手は今は入っておりました。

小川さんに調べていただきましたら、60代のご夫婦ということでお聞きしまして、長瀬町のまた人口が増える意味では、大変喜ばしい案件ではないかなと思います。

申請地と国道の間に960番地、ここが宅地で、本人所有の実家があるんですね。それでも、新たに新築ということだそうです。周りの環境への影響も問題ありません。

以上です。

○議長 宮澤史明委員の説明が終わりました。

続いて、推進委員の染野亘志委員の説明をお願いします。

○染野亘志委員 先ほどの宮澤さんの説明にまったく異議ありません。

以上です。

○議長 染野亘志委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手でございましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

◎議案第2号 農用地利用集積計画について

◎議案第3号 農用地利用配分計画について

○議長 続いて、議案第2号、3号については関連がございますので、まとめて説明をいただきます。

議案第2号 農用地利用集積計画について、第3号 農用地利用配分計画について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、まずは農用地利用集積計画について、改めてご説明いたします。

議案第2号、議案第3号は農地中間管理事業に関連する案件のため、農地中間管理事業について説明いたします。

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が農地の所有者から農地を借り受け、地域で農地の借受けを希望する者を公募し、応募した中から適切な貸付相手を選定し、貸付けを行う事業になります。

なお、埼玉県では公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理機構として指定を受けております。

農地中間管理機構が農地を借り受けるに当たっては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画により農地中間管理機構が借り受け、農地中間管理機構から借受けを希望する者に貸し付けるに当たっては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により中間管理機構が貸し付けることとなります。

農用地利用集積計画は町が定めるものですが、計画を定めるに当たっては農業委員会の決定を経る必要があります。議案第2号では、この農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の決定を求められるものです。

また、農用地利用配分計画は農地中間管理機構が定めるものですが、計画を定めるに当たり、農業委員会の意見を聞き、市町村が計画案を定めるものとされています。議案第3号は、この農用地利用配分計画案を定めるため、農業委員会の意見を求められているものです。

以上で農地中間管理事業の説明は終わらせていただき、議案第2号の説明をさせていただきます。

本件は、農地中間管理事業として、農地を所有する者から農地を貸したい旨の申出を受け、公益社団法人埼玉県農林公社が利用権の設定を受けるものです。

それでは計画の内容を説明いたします。

番号2-1と番号2-2と続けて説明いたします。

借受人、住所、氏名、行田市真名板1975番1、公益社団法人埼玉県農林公社理事長、小畑幹さん。貸付人、住所、氏名、番号①と②、東京都目黒区原町2-14-12アピタシオン201石崎茂和さん。

権利を設定する土地は、所在地、番号①、大字長瀬字常木841番、番号②は845番です。地目はいずれも台帳、現況ともに畑、面積は、番号①が295平米、番号②が1,381平米の合計1,676平米となります。

次に、設定する利用権ですが、全て利用権の種類は、賃借権の設定。内容は、普通畑利用、始期、存続期間については、令和5年9月1日から令和12年8月31日までの7年間です。

賃借料は、①が880円、②が4,120円の合計5,000円となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、長瀬地区公園東に約100メートルにある場所です。

以上で番号2-1の説明を終わります。

続きまして、番号2-2、借受人、住所、氏名、行田市真名板1975番1、公益社団法人埼玉県農林公社理事長、小畑幹さん。貸付人、住所、氏名、番号①と番号②は、同じく長瀬町大字中野上21番地、高田弥さん。

権利を設定する土地は、所在地、①が大字本野上字鯉久保332番、②が333番です。地目はいずれも台帳、現況ともに畑、面積は、①が955平米、②が942平米の合計1,897平米となります。

次に、設定する利用権ですが、全て利用権の種類は、賃借権の設定。内容は、普通畑利用、始期、存続期間につきましては、令和5年9月1日から令和5年12月31日までの4か月間です。

賃借料は、①が4,775円、②が4,710円の合計9,485円となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いします。場所は、野上駅から東に約100メートルにある場所です。

以上で議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 農用地利用配分計画の意見についてご説明いたします。

議案第2号は、農地所有者から埼玉県農林公社が農地を借り受けるための利用権の設定を決定していただくものですが、議案第3号は、埼玉県農林公社が借受けを希望する者に対し貸付けするための農用地利用配分計画について、町からの依頼により意見を求められて審議をお願いするものです。意見を求められている事項は、農地の全てを効率的に利用して、耕作などの事業を行う見込みであるか、周辺の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地の貸付けの適否などについて判断をお願いするものです。

それでは計画の内容を説明いたします。

番号1から番号2、利用権の設定等を受ける者の氏名、住所、小林利也さん、熊谷市久保島169番地。

利用権の設定等を受ける土地は、議案第2号で説明させていただいた土地と同様になります。この土地について、現に農地中間管理機構から使用賃借権などの設定等を受けている者はありません。

設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は樹園地、具体的には果樹です。賃借期間は、令和5年9月1日から令和12年8月31日、期間は7年間です。賃借権の設定で、借賃は2筆で合計5,000円となります。

小林さんは、畑に隣接した土地に居住をするため建設し、現在は熊谷との2拠点で生活しており、熊谷では現在露地野菜を栽培しております。今後は長瀬に移住し果樹を栽培していく予定ということで、その計画案については、特に意見はないものと町では考えております。

なお、本件につきましては、町では農業委員会の意見を聞いた後、計画案を埼玉県農林公社へ提出し、農林公社が計画を決定し、埼玉県知事が認可、公告を行い、賃借権の設定を図れるようになります。

続きまして、番号3から4、利用権の設定等を受ける者の氏名、住所、高田稔さん、長瀬町大字本野上321番地5。

利用権の設定等を受ける土地は、議案第2号で説明させていただいた土地と同様になります。この土地について、現に農地中間管理機構から使用貸借権の設定等を受けている者はありません。

設定する権利ですが、権利の種類は、賃借権の設定。利用内容は樹園地、具体的にはブドウです。貸借期間は、始期は令和5年9月1日、終期は令和5年12月31日、期間は4か月間です。賃借権の設定で借賃は2筆で9,485円です。

高田さんは、長瀬で果樹園を経営しており、規模拡大するに当たり、今の畑からも近く、広い農地で効率もよく作業ができるため、今回の畑を借りる予定ということなので、その計画案については、特に意見はないものと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

林さん。

○11番林 春政委員 ちょっと疑問なんですけれども、4か月という期間は何なんですか。

○事務局 すみません、補足で説明なんですけど、高田さんはほかにも中間管理機構を通して土地の貸借を行っていて、そのほかの借りている期間の契約と合わせるために、最初だけ4か月の契約をして、また1月1日スタートで10年間の契約を結ぶ予定となっております。

○11番林 春政委員 分かりました。

○議長 ほかにございますか。

○6番須賀 勤委員 ちょっとこれ、ミスプリだと思うんですけども、出し手情報の一番下、大字中野上22になって、21と相違になっておりますけれども。21、その下が22になっている。

○事務局 すみません、21ですね。

○議長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○議長 質疑がございませんので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

議案第2号 農用地利用集積計画についてに対する採決を行います。

本件は、申出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は申出のとおり決定いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用配分計画についてに対する採決を行います。

本件は、配分計画案について意見なしとして報告したいと思います。これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 全員挙手で行いましたので、異議ないと認めます。

よって、本件は配分計画案について意見なしとして報告したいと思います。

◎議案第4号 令和5年田畑売買価格について

○議長 続いて、議案第4号 令和5年田畑売買価格について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 議案第4号 令和5年田畑売買価格についてご説明いたします。

この田畑売買価格は、毎年、埼玉県農業会議より農業統計の一環として調査依頼があり、実例売買価格から、農業委員の皆様の意見を聞いて価格を決定し、報告しているものです。調査基準日につきましては、毎年5月1日となります。

まず、1番の耕作目的売買価格は、農地を農地として利用する目的で売買する場合の価格で、第3条の許可に係る所有権移転を伴う売買価格ということになります。

昨年は、中田、中畑ともに1平米当たり1,900円で報告をいたしました。今年は1平米当たり2,200円で報告したいと考えております。

その根拠につきましては、次のページの算出資料をご覧ください。

耕作目的売買価格の推移で、全国平均、関東平均の価格と、長瀨町の価格を順に比較いたしますと、令和4年度の欄で、全国の平均価格は中田1,083円、中畑802円です。次に、関東の平均価格は、中田が1,398円、中畑が1,521円です。次に、長瀨町ですが、今年の価格2,200円は、第3条許可売買実績により算定いたしました。

こちらは、過去の3条許可に係る売買実績をまとめたもので、この表にありますように、こちらの表にあります11件の実例のうち、3番の最高価格、6番の最低価格を除いた畑の1

平米当たりの平均価格が2,200円となりました。

なお、田の実績はありませんでしたので、この2,200円を中田、中畑の耕作目的売買価格として埼玉県農業会議へ報告したいと考えております。

続きまして、前のページの議案第4号に戻っていただきまして、2番の転用目的売買価格ですが、こちらは農地を農地以外のものにする目的で売買する場合の価格で、第5条許可による所有権移転を伴う売買価格ということになります。

転用目的売買価格は、中田、中畑の区分のほかに、転用目的別に、住宅用、商業・工業用にそれぞれ分けております。去年は、住宅用の中田、中畑ともに1坪当たり4万3,200円、商業・工業用の中田、中畑ともに1坪当たり4万800円で報告してあります。今年は、住宅用について1坪当たり5万3,800円、商業・工業用が1坪当たり2万9,500円で報告したいと考えております。

その根拠につきましては、次のページに進んでいただき、算出資料の2枚目をご覧ください。

転用目的売買価格の推移ということで、全国平均と長瀬町の価格を比較いたしますと、令和4年度の欄で、全国の住宅用の平均価格が、中田で3万9,667円、中畑が3万8,636円となります。次に、長瀬町ですが、住宅用の中田、中畑を5万3,800円、商業・工業用の中田、中畑を2万9,500円で算出されました。

今年の価格は、令和4年度の第5条転用目的別売買実績により算定いたしまして、売買実績をまとめたものが、この表にありますように、9件の事例のうち、3.3平米当たりの価格で最高価格である4番目の10万5,700円、9番目の最低価格8,300円を除いた、3.3平米当たりの平均価格が5万3,800円となりました。

なお、田は取引面積が少ないため、この5万3,800円を中田、中畑の住宅用の転用目的別の売買価格として埼玉県農業会議へ報告したいと考えております。

次に、商業・工業用につきましては、取引事例の中で1坪当たりの価格が大幅に乖離している1番と4の事例を除いた、4件の平均にはなってしまうんですけども、平均で2万9,500円で報告したいと考えております。

なお、田は取引件数が少なく、2万9,500円を中田、中畑の商業・工業用の転用目的売買価格として埼玉県農業会議へ報告したいと考えております。

転用価格につきましては、集計元の全国農業会議においても実取引価格に大きく影響を受け、サンプル数も大きく変動しているため、あくまでも参考としているものであります。長

澁町においては特に取引事例も少なく、件数も少ないため、年によって金額が大きく変わってしまうことが現状です。

そのため、提示しました価格はあくまでも参考ということになります。必ずしもこの価格で売買をしなければならないということではありません。皆様のご意見をよろしくお願いたします。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局の説明が終わりました。

本件に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

10番。

○10番宮澤史明委員 このいわゆる算出方法の、特に決めはないわけですね。

○事務局 特に決めはないですね。

○10番宮澤史明委員 ないですよ。事務局で、取りあえず出したという。

○事務局 そうですね。

○10番宮澤史明委員 それから、出した金額の拘束力はないという。

○事務局 はい、そういうことです。

○10番宮澤史明委員 あくまでも参考程度の。

○事務局 あくまでも参考で、そういうことですね。

○10番宮澤史明委員 だとしても、長澁町の課題をやっぱり考えると、やっぱり移住者を長澁へたくさん呼びたいわけですよ。農業委員会の平均値でということを見ると、そこで少しハードルというか、壁、敷居ができてしまうかなという懸念もあるので、もし可能であるならば、できるだけ安くしてほしいけれども、この辺はどうなんですか。

それなので、例えばほかの市町村はどう出しているか知りませんが、全国平均に倣うというやり方はなぜなんですか。

○事務局 一応は、平均とは別に市町村で出さなくてはいけないということを農業会議のほうに求められておまして。

○10番宮澤史明委員 それを農業委員会の総意で、全国平均に倣いましたという決め方での。

○事務局 あくまでもそうですね。

○10番宮澤史明委員 やぶさかではないんでしょう。

○事務局 そうですね。そういった農業委員会内で決めた数値ということをお報告すれば。

○10番宮澤史明委員 だから、根拠が、例えば全国平均で、長瀬町は決めましたということで、それが根拠ならそれでも通るわけですよ。

○事務局 そうですね。件数が少なく、数値に算出したとしても、年によって、私としましては昨年報告した数値に関しまして、少し畑を売買した、畑を畑として売買した数値、1,900円で報告したところ、前年が2,800円なので、大きく減少したということで、ちょっと言われるのもどうかかなと思ったんですけども、埼玉県農業会議のほうから少し価格が減り過ぎだという、クレームといいますか、何か質問が入ったこともありまして、町のその状況を話しまして納得されたという経緯もありますので、あくまでも農業委員会内で話し合った数値というのを、こちらとしては責任を持ってといいますか、報告できれば、県のほうにもこちらでも説明できますので。

ただ、あくまでも事務局で出すに当たっては、例年、慣例でこのように数値を取っておるんですけども、私も計算する中で、こんなに高いとなというような、少し思うところはあるんですけども。

○10番宮澤史明委員 全国平均で比較されちゃったときがね。

○事務局 そうですね。

○10番宮澤史明委員 見た方がどう思うかね。先ほど言ったように、どうにでも使えるデータなので、幾らでも結構ですという話なんだけれども、対外的にこれが求められたときに出す情報として、できるだけ安くしたいというのが本音だと思うんですよ。

例えば令和2年度、令和3年度を少し勘案して4万円にするとか、住宅用ね。そのぐらいのほうがいいのかなと。5万3,800円だとちょっと上がり過ぎ。

○事務局 上昇してしまっているということになっちゃうので。

○10番宮澤史明委員 皆さんで決めていただければいいです。私は、できるだけ安くしたいと。

○事務局長 宮澤さんがおっしゃるとおり、税金の基になっている地価というのは、毎年長瀬町は下がっています。ですので、それに反比例して増えていると、上がっているというのはちょっとどうかと、私も思いますので、宮澤さんがおっしゃるとおり、4万円前後がいいのかなというふうには思います。

以上です。

○議長 ちょっと高いよね、これじゃね。

○事務局 上がっているというのが。

○事務局長 高いですね。地価がどんどん下がっているのに、これだけ上げていくというのは、ちょっとおかしな話です。

○齊藤喜久夫委員 近隣の市町村はどのようにやっているの。

○事務局 近隣近郊も同じく、売買実績で。

○齊藤喜久夫委員 実績でやったんですか。

○事務局 はい。

○齊藤喜久夫委員 だとすれば、実績で出してもやむを得ないのかなとは思いますが、ただ、そういう、今、対外的な集客というか、住民を増やそうという根底があるとすれば、乖離がでかすぎても難しいんで、ルールづけというのができないんじゃないかなと思うんだよね。

○事務局 そうですね。

○齊藤喜久夫委員 だから、全国平均でやるんだったら全国平均で、こんなことやる必要はないんで、だからその辺は注意書等で表示ができるのであれば、あくまで全国平均を参考に決めたみたいなところを添付というか、補足でするのであれば、可能かなとは思いますが、難しいんだよね、これね。

○事務局 そうですね。

○10番宮澤史明委員 でも、最終的には農業委員会の総意なんですよ。

○事務局 そういうことですね。

○10番宮澤史明委員 だから、方程式がなくても大丈夫。

○議長 何かあったね。

○6番須賀 勤委員 同じ全国平均というか地所、田畑の田畑以外、それから住宅ですか、あと商業区域との乖離の、倍まではいかないけれども、すごい差があるんだけれども。普通、商業用ですから安く売り買いされるのは普通だけれども、1坪で2万近く違ってくるというのは、ちょっとおかしいというのがあるんですよ。多分、固定資産税でもそんなには違ってないはずなんですよ。その辺が、税金は税金、農業委員会で示す金額は金額というのは、ちょっと乖離し過ぎるというのは、ちょっと異常だと思うんですよ。

多分、1坪で1万も違ってくるというのは、ちょっとその辺なんで、人を呼ぶというか、新規就農者なんかにも買ってもらって、入るんだよということを考えれば、全然、全国平均、差が出る畑とか何かあるかもしれないけれども、関東の田畑、南のほうへいった田畑の平坦でいいところの比較としても、山もあるんでしょうけれども、関東でも群馬、栃木、茨城

の山のほうはありますけれども、そういうところと比較してもちょっと高過ぎるというのは、多分。

そうすると、長瀬は高いんだから、入ろうよという人は当然いなくなっちゃうと思うんですよね、これならね。多分、寄居なんかと比べてどうなのかと見て、寄居はあんな地所のいいところで、平坦なところで、それと比べてどうなのかも見ておかないと、こっちまで入ってこないですよ、当然。向こうの畑、その辺もちょっと比較して、更正したほうがいいような気がしますね。横瀬辺りなんか、随分いろんな人が入っているみたいですから。

○議長 結構、横瀬は高いんですよ。

○6番須賀 勤委員 その辺を比較して、比較するんであれば秩父地域とか、隣の 辺りとも幾らか比較しないと、どんどん人がいなくなるだけになっちゃうと思うんですよね。

○議長 ほかにありますか。

○齊藤喜久夫委員 農業委員会の目的というのは、優良農地を確保するというのであれば、やっぱり3条と4条、5条を分けてやるのが自然の流れじゃないのかね。住宅だとか工業地というのは、実際の売買で数字が出ているんだから、それは平均取ったとしても、3条のところというのは優良農地を確保して拡大したいというベースがあるとすれば、ここは考慮する必要があるんじゃないかなと思うんだけど。ほかの4条、5条とは一緒じゃない。

○議長 目的が違うからね。

○事務局 そうですね。

○議長 それは、検討の余地だね。

では、以上をもちまして質疑を終結したいと思います。

これより本件に対する採決を行います。

本件は、原案のと通りの価格に決定したいと思います。ご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 大概の方は挙手でしたので、異議ないと認めます。

本件は原案のと通りの価格に決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

◎その他

○議長 次に、その他でございますが、事務局から、他にございますか。

○事務局 事務局のほうから、申請書と同時に写真を回ささせていただきました。こちらのほうは、先月の25日と今月の6月8日に、堀口委員と中井推進委員さん、元農業委員の瀬尾さんの3名、あと事務局と長瀬幼稚園のほうで、サツマイモの苗植えとジャガイモ掘りを実施しましたので報告させていただきます。

また、今月で農業委員会、一区切りとはなるんですけれども、来月以降、委員を継続される方にご案内させていただきます。

7月19日の任期満了に伴って、次回の農業委員会総会は新しい体制で行うこととなりますが、改選後、最初に行われる農業委員会の総会は、一応、町長が召集することになっておりまして、予定といたしますと、来月21日の金曜日に委嘱書の交付と併せて初回の総会を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

また、すみません、初回の総会につきましては、引き続きお世話になられる委員の方などに、来月の総会の中で転用申請などが出た際には、現地確認が発生した場合については、すみません、表を置かせていただいたんですけれども、地区のほうが少しばらばらにはなってしまうんですけれども、来月以降、願ひする委員の方の机にしか置いてはいないんですけれども、こちらのほうを担当区域案でちょっと置かせていただいたんですけれども、何か、この区域についてご意見などがあれば、いただきたいなと思うんですけれども。

○ 委員 7月だけでしょう。

○事務局 7月だけです。

○ 委員 問題ないと思う。

○事務局 ちょっと多い地区で。

○ 委員 出てこなければ分からないよな。

○事務局 そういうことです。来月だけ少し、区域が倍以上になっちゃうので。

○ 委員 多分しないだろう。

○事務局 そうですね。

○議長 いいでしょうか。

○事務局 大丈夫ですかね。また、総会で申請が上がってきまして、現地確認の日程調整等が出てきましたら、この担当地区に沿ってご連絡させていただきますので、よろしく願ひいたします。

続きまして、退任される委員の方についてご案内させていただきます。

農業会議のほうから、活動に対するお礼と、今実際に農業新聞のほうを継続されている方

と、されていない方について、文章のほうを置かせてほしいということで依頼があったので、置かせていただきました。引き続き継続をお願いしたいということであったんですけども、解約する場合などにつきましては、事務局のほうまでご連絡いただければと思います。また、新規で読みたいよという方も併せてお願いいたします。

以上となります。

○議長 以上で、本日予定した議題は終了いたします。

議長の職を解かせていただきます。長い間、ありがとうございました。

◎閉 会

○事務局 これをもちまして令和5年第6回農業委員会総会を閉会とさせていただきます。

皆様ご苦労さまでございました。

(午後2時8分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

令和5年6月26日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 久保田 穂 積

署名委員 櫻 井 汪